

# 山口県報

平成20年  
12月26日  
(金曜日)

## 目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………二

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則  
(廃棄物・リサイクル対策課)……………五

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(選挙管理委員会事務局)……………一〇



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第八十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第七号ロ中、「第二十六条第二項」を「第二十六条第四項」に改め、同号八中、「第二十七条第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、「他の者の委託を受けて」を削り、「当該年度」を「その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間」に改め、同号二中、「第二十七条第二項」を「第二十六条の二第二項」に改め、「受入れ」の下に「若しくは処分」を加え、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、

同号ホを削り、同号ハ中、「第二十七条第四項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同号中へホとし、ホの次に次のように加える。

ハ 条例第二十七条第一項の規定による県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分するために搬入しようとする事業者からの搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他施行規則で定める事項の届出を受けること。

第三十一条第三項第七号シ中、「ハ又はヘ」を「ヘ又はリ」に改め、同号中シをラとし、ルからラまでをタからナまでとし、同号又中、「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改め、同号中又をカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 条例第二十九条の二の規定に基づき、ニ、ト及びヲからカまでの勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表すること(環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長と共管)。

第三十一条第三項第七号リ中、「受入れ」の下に「若しくは処分」を加え、同号中リをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 条例第二十九条第二項の規定に基づき、事業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止又はその方法の変更を勧告すること。

第三十一条第三項第七号子中、「ト」を「ヌ」に改め、同号中子をルとし、トをヌとし、ヌの前に次のように加える。

ト 条例第二十七条第四項の規定に基づき、への届出をした者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止又はその方法の変更を勧告すること(同条第七項において準用する場合を含む)。

チ 条例第二十七条第五項の規定に基づき、への届出をした者に対し、その届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること(同条第七項において準用する場合を含む)。

リ 条例第二十七条第六項の規定によるへの届出をした者からのその届出に係る事項の変更をしようとする旨の届出を受けること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第三十六号)附則第二項の規定の適用がある場合における改正前の山口県事務委任規則第三十一条第三項第七号ハからヘまで及びシに掲げる事務については、なお従前の例による。





課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	18
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	19
法人税割額 ( $(18) \times \frac{19}{100}$ )	20
外国の法人税等の額の控除額	21
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	22
利子割額の控除額 (控除した金額 <sup>23</sup> )	23
差引法人税割額 $(20) - (21) - (22) - (23)$	24
既に納付の確定した当期分の法人税割額	25
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	26
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 <sup>(27)</sup>	27
この通知書により納付すべき法人税割額 $(24) - (25) - (26) + (27)$	28
算定期間中において事務所等を有していた月数	29
均等割額 $\text{円} \times \frac{28}{12}$ <sup>(30)</sup>	30
既に納付の確定した当期分の均等割額	31
この通知書により納付すべき均等割額 <sup>(30) - (31)</sup>	32
この通知書により納付すべき県民税額 <sup>(32) + (33)</sup>	33

セ

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	25
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26
法人税割額 ( $(25) \times \frac{26}{100}$ )	27
外国の法人税等の額の控除額	28
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29
利子割額の控除額 (控除した金額 <sup>30</sup> )	30
差引法人税割額 $(27) - (28) - (29) - (30)$	31
既に納付の確定した当期分の法人税割額	32
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 <sup>(34)</sup>	34
この通知書により納付すべき法人税割額 $(31) - (32) - (33) + (34)$	35
算定期間中において事務所等を有していた月数	36
均等割額 $\text{円} \times \frac{35}{12}$ <sup>(37)</sup>	37
既に納付の確定した当期分の均等割額	38
この通知書により納付すべき均等割額 <sup>(37) - (38)</sup>	39
この通知書により納付すべき県民税額 <sup>(39) + (40)</sup>	40

シ

利子割額 (控除されるべき額) <sup>(34)</sup>	34
控除した金額 ( $(20) - (21) - (22) - (23)$ ) <sup>(35)</sup> のうち少ない額	35
控除しきれなかった金額 <sup>(34) - (35)</sup>	36
既に還付を請求した利子割額	37
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 <sup>(37) - (38)</sup>	38

セ

利子割額 (控除されるべき額) <sup>(41)</sup>	41
控除した金額 ( $(27) - (28) - (29) - (30)$ ) <sup>(42)</sup> のうち少ない額	42
控除しきれなかった金額 <sup>(41) - (42)</sup>	43
既に還付を請求した利子割額	44
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 <sup>(44) - (45)</sup>	45

シ

加算金に対応する事業税額	率	この通知書により納付すべき加算金額 <sup>(39)</sup>	セ
--------------	---	-----------------------------------	---

加算金に対応する事業税額及び地方法人特別税額	率	この通知書により納付すべき加算金額 <sup>(46)</sup>	シ
------------------------	---	-----------------------------------	---

州へ宛てる場合の

7 延滞金を課さない期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

戻付額に「**印**」を添付し、「法人事業税申告書提出期限延長承認通知書」を「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認通知書」及び「の事業税」及び「の事業税及び地方法人特別税」に添付する。

戻付額に「**ハ**」を添付し、「法人事業税申告書提出期限延長申請却下通知書」及び「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長申請却下通知書」及び「の事業税」及び「の事業税及び地方法人特別税」に添付する。

戻付額に「**ニ**」を添付し、「法人事業税申告書提出期限延長承認等通知書」及び「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認等通知書」及び「の事業税」及び「の事業税及び地方法人特別税」に添付する。

戻付額に「**ホ**」を添付し、「法人事業税申告書提出期限延長取消通知書」及び「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長取消通知書」及び「の事業税」及び「の事業税及び地方法人特別税」に添付する。

戻付額に「**ヘ**」を添付し、「地方法人特別税」に添付する。

戻付額に「**ヘ**」を添付し、「地方法人特別税」に添付する。

(経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則の規定は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第八十八号

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則

山口県循環型社会形成推進条例施行規則（平成十六年山口県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 条例第二十六条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分しようとする処分業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに許可番号

二 県外産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）

三 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地及び名称

四 県外産業廃棄物を処分しようとする産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において予定する処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力

五 県外産業廃棄物を処分しようとする産業廃棄物の処理施設ごとの県外産業廃棄物の種類及び数量の内訳

2 条例第二十六条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、県外産業廃棄物処分届（別記第一号様式）を当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管

する保健所の長に提出しなければならない。

第四条第一項中「第二十七条第四項」を「第二十六条の二第三項」に、「事項」を「変更」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「第二十七条第四項」を「第二十六条の二第三項」に、「前条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、当該届出」を「を当該届出」に改め、同条の次に次の見出し及び二条を加える。（県外産業廃棄物の搬入の届出）

第四条の二 条例第二十七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 県外産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

二 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地及び名称並びに当該事業場で営まれている業務の内容

三 県外産業廃棄物の性状及び荷姿

四 県外産業廃棄物の処分の方法

五 県外産業廃棄物の搬入の開始の日から搬入が終了するまでの期間

六 県外産業廃棄物の運搬を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該運搬を行う者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合にはその許可番号

七 県外産業廃棄物の運搬の方法及び経路

八 県外産業廃棄物の処分を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合にはその許可番号

九 県外産業廃棄物を処分する産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において予定する処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力

2 条例第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、県外産業廃棄物搬入届（別記第二号様式の二）に次に掲げる書類を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。ただし、搬入しようとする県外産業廃棄物が適正に処分されることが見込まれると知事が認める場合は、第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。

一 県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類

二 県外産業廃棄物を排出する事業場の排出工程図

三 県外産業廃棄物の運搬又は処分を他の者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約を締結したことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める重量は、次の各号に掲げる県外産業廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物 ○・五トン

二 前号に掲げるもの以外の産業廃棄物 十トン

第四条の三 条例第二十七条第六項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 県外産業廃棄物の数量の減少

二 前条第一項第一号に規定する代表者の氏名の変更

三 前条第一項第五号に規定する期間の短縮

2 条例第二十七条第六項の規定により届出に係る事項の変更をしようとする旨の届出をしようとする者は、県外産業廃棄物搬入変更届（別記第二号様式の三）に前条第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。前条第二項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第三十三條の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 処分業者又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

二 処分業者にあつては、その受けている許可の種類及び許可番号

三 廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者にあつては、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る許可番号

四 県外産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項

イ 県外産業廃棄物を排出した事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）

ロ 県外産業廃棄物を排出した事業場の所在地及び名称

ハ 県外産業廃棄物を排出した事業者ごとの処分した県外産業廃棄物の種類及び数量

ニ 県外産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において行つた処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力

ホ 県外産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設ごとの処分した県外産業廃棄物の種類及び数量

へ 県外産業廃棄物を再生した場合にあつては、県外産業廃棄物の種類ごとの再生利用の方法及び数量

ト 廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票（以下「産業廃棄物管理票」という。）の交付番号

チ 県外産業廃棄物の処分により生じた産業廃棄物の処分を他人に委託した場合に、次に掲げる事項

(1) 処分を委託した者（以下「受託者」という。）の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）並びに許可番号

(2) 受託者が設置している産業廃棄物の処理施設の設置場所及び当該処理施設において行つた処分の方法

(3) 当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量

五 県外産業廃棄物以外の産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項

イ 産業廃棄物を排出した事業者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）

ロ 産業廃棄物を排出した事業場の所在地及び名称

ハ 産業廃棄物を排出した事業者ごとの処分した産業廃棄物の種類及び数量

ニ 産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において行つた処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力

ホ 産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設ごとの処分した産業廃棄物の種類及び数量

へ 産業廃棄物を再生した場合にあつては、産業廃棄物の種類ごとの再生利用の方法及び数量

ト 産業廃棄物の処分により生じた産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、次に掲げる事項

(1) 受託者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び名称）並びに許可番号

(2) 受託者が設置している産業廃棄物の処理施設の設置場所及び当該処理施設において行つた処分の方法

(3) 当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量

2 条例第三十三條の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間の産業廃棄物の処分の状況に関し、当該期間の末日の属する月の翌月の末日までに、書面により行わなければならない。

一 前年の四月一日からその年の三月三十一日までの一年間に処分した県外産業廃棄



別記第1号様式第「第27条第4項」や「第26条の2第3項」に改め、「関係書類を添えて」及び

届出受理番号	第	号
--------	---	---

「住所(所在地)氏名(名称)」を「住所氏名」に改め、同様式の添付書類を削り、同様式の注中を削り、

「届出者」や「届出者及び県外産業廃棄物を排出する事業者」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

を





第2号様式の3 (第4条の3関係)

県外産業廃棄物搬入変更届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号 届出者 住所 氏名 (電話番号 局 番)

下記のとおり県外産業廃棄物の搬入の届出に係る事項を変更したいので、山口県循環型社会形成推進条例第27条第6項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 記

届出受理番号 第 号
県外産業廃棄物の処分を行う者 住所 氏名
変更事項 変更前 変更後
変更予定年月日 年 月 日
変更の理由

添付書類 変更前の届出に係る届出書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類
注 届出者及び県外産業廃棄物の処分を行う者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十年十二月二十六日印刷

平成二十年十二月二十六日発行 発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

別記第八号様式 第1項を「第27条第6項」とし、

「県外産業廃棄物処分届」を「県外産業廃棄物搬入届」と改める。

別記

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県循環型社会形成推進条例施行規則第九条の規定は、平成二十一年四月一日以後の産業廃棄物の処分の状況に係る報告について適用し、同日前の産業廃棄物の処分の状況に係る報告については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十九号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項中「とき」を「時」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十六の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: 七十 (少額領収書の開示に関する事務), 八十 (収支報告書の交付に関する事務), 付手数数料. 七十: 少額領収書の開示を受ける時. 八十: 収支報告書等の写しの交付を受ける時.

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。